

「ぎふ清流GAPパートナー」登録要領

令和3年9月14日制定

（目的）

第1 この要領は、ぎふ清流GAP農林産物等の環境負荷低減により生産された農林産物（以下、「ぎふ清流GAP農林産物等」という。）の認知度向上と取引拡大のため、ぎふ清流GAP農林産物等を取り扱う意向を有しているぎふ清流GAPパートナーの登録等について定める。

（定義）

第2 らふ清流GAPパートナー（以下、「パートナー」という。）とは、らふ清流GAP農林産物等を取り扱う意向を有している県の登録を受けた企業・団体（製造業、卸売・仲卸・小売・飲食業、サービス業、消費者グループ、その他団体等）をいう。

（パートナーの役割）

第3 パートナーは、以下の役割を担うものとする。

- （1）らふ清流GAP等の環境負荷の低減を図る取組への理解と、らふ清流GAP農林産物等の取り扱いへの協力
- （2）らふ清流GAP農林産物等や関連情報の消費者PRへの協力
- （3）県、パートナーが開催するイベントへの協力
- （4）消費者の意見等の情報収集

（登録要件）

第4 パートナー登録に当たっては、以下の要件を満たす企業・団体とする。

- （1）らふ清流GAP農林産物等を取り扱う意向を有すること。
- （2）パートナーとして、「社名、ロゴマーク、問い合わせ先」（以下、「GAPパートナー情報」という。）を、岐阜県ホームページその他で広く公表されることを了承すること。
- （3）暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと。
- （4）宗教活動や政治活動を目的としないこと。

（登録手続）

第5 パートナー登録を希望する企業・団体は、別紙登録申込書に必要事項を記入のうえ、第10に定める事務局（直接又は農林事務所を経由）へ提出し、岐阜県ホー

ホームページその他で、パートナー情報を公表することで、登録したものとみなす。

(登録情報の変更)

第6 パートナーは、登録申請した内容に変更が生じた場合は、登録申込事項変更届(様式第2号)により遅滞なく第10に定める事務局(直接又は農林事務所を経由)へ提出とするものとする。

(パートナーへの支援)

第7 県は、パートナーに対し、以下の支援等を行うものとする。

- (1) パートナーへの登録証の交付
- (2) 県ホームページでのパートナーの紹介
- (3) ぎふ清流GAP産地等の情報提供
- (4) 販売PRグッズ(のぼり等)の提供
- (5) 県、パートナーで開催するイベントへの参加

(登録期間)

第8 登録期間は、パートナーからの登録辞退の要望がない限り存続するものとする。

(登録の取消)

第9 知事は、登録したパートナーが第3及び第4に該当しないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他パートナーとして適当でなくなったと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(情報の使用)

第10 県は、パートナー情報について、ホームページや資料等で使用できるものとするが、第三者が使用することは原則認めない。

(事務局)

第11 パートナーの登録、情報収集及び情報提供については、岐阜県農政部農産園芸課がその事務を担い、必要に応じて、農林事務所が事務の補助を行う。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和3年9月14日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年6月28日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年6月16日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年6月5日から施行する。